施策目標個票

（国土交通省4－㊷）

施策目標	情報化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ②目標達成 （判断根拠） 国土交通省においては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターなど関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、取り組んでいるところであるが、令和4年度は重大な影響を及ぼすIT障害が0件であったため、「②目標達成」と判断したところ。
	施策の分析	NISCや関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、安全基準等の浸透及び継続的改善の検討や分野横断的演習への参加を始めとする各種取組について着実に進めているところ、本施策目標の達成に一定の効果を示していると考えらえる。
	次期目標等への反映の方向性	サイバー攻撃の増加、複雑化・巧妙化が進んでおり、IT障害発生のリスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、今後も取り組む必要があると考える。 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（令和4年6月決定サイバーセキュリティ戦略本部）において、重要インフラサービスの継続的提供を不確かなものとする自然災害、管理不良、サイバー攻撃や、重要インフラを取り巻く環境変化等をリスクとして捉え、リスクを許容範囲内に抑制すること、及び重要インフラサービス障害に備えた体制を整備し、障害発生時に適切な対応を行い、迅速な復旧を図ることの両面から、強靱性を確保し、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすことなく、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を実現することと規定されていることを踏まえ、国土交通省所管重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係るガイドライン等の重要インフラ事業者等への浸透及び個々の重要インフラ事業者等が日々変化するサイバーセキュリティ動向に対応できるよう、官民間や重要インフラ分野内外間における情報共有体制の更なる強化を図り、重大なIT障害の発生数を減少させるために引き続き徹底した取組を進めていく。

業績指標	112 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度
		0	2	2	0	0	0	A	0
	年度ごとの目標値		0	0	0	0	0		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	4,508	5,780	858	853	
		補正予算(b)	12,722	1,836	1,963		
		前年度繰越等(c)	0	2,656	1,826		
		合計(a＋b＋c)	17,230 <0>	10,272 <0>	4,647 <0>	853 <0>	
	執行額（百万円）		13,973	8,158			
	翌年度繰越額（百万円）		2,656	1,826			
	不用額（百万円）		600	288			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会（令和5年6月26日）

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課長 田島　聖一 行政情報化推進課長 笠谷 雅也	政策評価実施時期	令和5年8月

業績指標１１２
国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数*

評　価

A	目標値：０件（毎年度） 実績値：０件（令和 4 年度） 初期値：０件（平成 24 年度）

（指標の定義）
国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼす IT 障害発生件数。

（目標設定の考え方・根拠）
近年、政府機関や交通分野においても IT の利活用が急速に進展してきており、それに伴い IT 障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT 障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数を限りなく０件とすることを目標値として設定した。

（外部要因）
重要インフラ分野における IT の利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

（他の関係主体）
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）及び関係省庁

（重要政策）

【施政方針】
・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）「第三の柱は、国民の命と暮らしを断固として守り抜く取組です。（中略）サイバーといった新しい領域や経済安全保障上の課題。これらの現実から目を背けることなく、政府一丸となって、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を守り抜いていきます。」
・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）「オリンピック・パラリンピックに向けて、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策に万全を期すことで、安全・安心をしっかり確保いたします。」

【閣議決定】
・サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
・サイバーセキュリティ戦略（令和 3 年 9 月 28 日）
「我が国の経済や社会は、様々な重要インフラサービスの継続的な提供に依存しているが、重要インフラ間の相互依存性の高まりやサプライチェーンの複雑化・グローバル化を踏まえると、安全で安心な社会の実現には、脅威が年々高まっている重要インフラのサイバーセキュリティを確保し、強靭性を高めることが不可欠である。
基本法では、重要インフラ事業者の責務を明確に定めるとともに、国は、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう規定されている。
こうしたことを踏まえ、重要インフラに関わる各主体がそれぞれの責務を認識し、官民が一体となって堅牢な重要インフラの実現に向けた取組を推進する。」

【その他】
・重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（令和 4 年 6 月 17 日決定サイバーセキュリティ戦略本部）

過去の実績値（単位：件）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
2	2	0	0	0

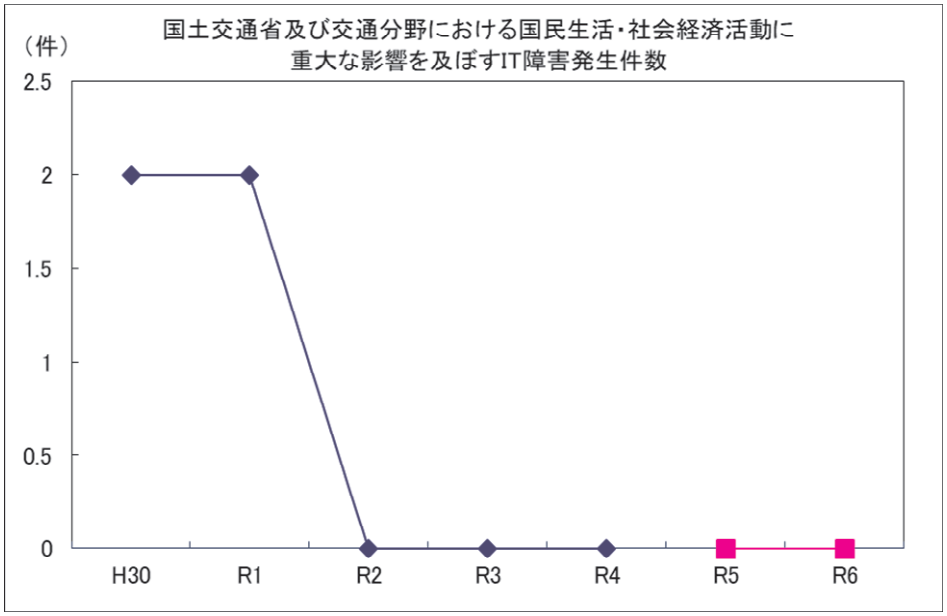

主な事務事業等の概要

○国土交通省（※CSIRT等）や所管事業者における情報セキュリティ対策の強化

（※CSIRT:Computer Security Incident Response Team　当省において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため設置された体制）

〈内　容〉

・国土交通省 CSIRT の強化等を行うことにより、国土交通省における情報セキュリティインシデントへの対応能力の向上を図る。

・国土交通省所管重要インフラ事業者を対象とした「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の記載内容の検討を行い、事業者自らの対策の向上を促進する。

予算額：49 百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度以降は 0 件で推移していることから、「順調である」と評価する。

（事務事業等の実施状況）

NISC や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

（１）安全基準等の浸透及び継続的改善の検討

・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。

・各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等について改善に向けた検討を行った。

（２）分野横断的演習への参加

・NISC が主催している年１回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

重大な IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度以降は 0 件で推移しており、目標を達成していることから、業績指標は「A」と評価した。

国土交通省においては、NISC など関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、着実に取り組んでいるところであるが、政府機関全体への攻撃件数に対しては、新たな脆弱性情報の悪用を含む様々な攻撃が行われており、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

サイバー攻撃件数の増加、攻撃手口の複雑化・巧妙化が進んでおり、IT 障害発生のリスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、引き続き取り組む必要があると考える。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長　田島　聖一）
　　総合政策局行政情報化推進課（課長　笠谷 雅也）
関係課：該当なし